

第7期第2回川崎市障害者施策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年2月17日（月）14時00分～16時24分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室
- 3 出席者 （委員）外部委員：石橋委員、伊東委員、稲葉委員、江川委員、大窪委員、小川委員、長加部委員、小澤委員、風戸委員、小泉委員、柴田委員、鈴木委員、関山委員、隆島委員、長山委員、橋本委員、邊見委員、宮澤委員、美和委員、横山委員（50音順）
（事務局）別紙事務局名簿のとおり
- 4 議題 （1）川崎市の障害者雇用・就労支援について（報告事項）
（2）地域生活支援拠点等機能に関する検討状況について報告事項）
（3）部会の取組状況について（報告事項）
- 5 その他 （1）「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」の一部修正等について（報告事項）
（2）日中活動センター（地域リハ）における定員見直しの検討について（報告事項）
- 6 傍聴人の数 0人
- 7 発言要旨

（1）川崎市の障害者雇用・就労支援について（報告事項）

事務局 【資料説明】

小澤会長 ありがとうございます。それでは会場参加の委員の方から御質問等を受けたいと思います。大窪委員、どうぞ。

大窪委員 障害のある方のうち、企業に採用されて働く人たちが経済的に自立できている割合は数値としてあるのでしょうか。

祢宜課長補佐 経済的自立に関する正確な数値は持ち合わせておりませんが、企業応援センターかわさきでは、法定雇用率の対象となる求人と、法定雇用率の対象にはならない短時間雇用プロジェクトということで、主に週10時間未満の企業の人手不足の解消を目的としたメニューがございます。法定雇用率の対象となる求人は一定の就労時間がございますので、収入も一定程度得ることができますが、短時間雇用に関しては、社会参加の促進的な位置づけもあり、収入としてはそれほど多くないと考えておりますが、段階的に就労時間を延ばし

ていくことが出来ている事例もございます。

長加部委員

常々、会員からの要望や意見がありまして、三つほど問題提起させていただきます。

一つは、説明でいうとマッチングとか短時間雇用に該当するのかもしれませんが、精神障害者の家族の方からよく出るのが、当事者の状態や希望に合った、もう少し本人に届く情報発信の仕組みができないかというのがあります。具体的には、本人のパソコンスキルがかなりある一方で、病状や障害特性から、電車に乗って外出するとか、定時で出勤したり、20時間以上働くということも含めて、納期に追われるとか、そのような仕事だとなかなか難しい人たちは一定数、私どもの会員の中にもいまして、得意なパソコンのスキルを生かした事業所や、在宅で短時間でもできるような事業所が少し増えていると聞いております。問題は、当事者のところにそういった情報がなかなかいき届かないという現状がありますので、ぜひ、地域活動支援センター、B型、A型に行っている人とか、そこまでいっていない人にも届くような周知のあり方を検討していただきたいという要望が一つです。

二つ目が、就労移行の延長に関する要望が非常に強く出されております。具体的には、2年間利用した後、あと1年あれば可能性があったのに打ち切られてしまったとか、2年使い切って就労して、一定期間働いて、もう一回次の転職を目指したいという希望者に、既に2年使っていることを理由に延長不可となるというようなケースです。

このようなケースについて、例えばあと1年就労移行があればもう少しできたという場合、柔軟な対応ができないのか、恐らく審査会の中で一定の基準をもって審査をされていると思いますが、よく出るのは、川崎市では不可だったが、横浜市で可能になったとか、23区で同じようなケースで可能になったということがあります。川崎市にいる当事者も都内や横浜市の就労支援事業所を使っている方が結構いるので、少なくとも近隣の自治体間で、今言われたような柔軟対応の共通化などの仕組みを整える努力をしてもらわないと、一番困るのは障害者で、23区は可能だが、川崎では難しいといったことが、同じ条件の人で起こってしまうので、そのあたりの改善をしていただきたいということです。

最後に定着支援です。3年間使い切った後、今日配られた資料では、その後の仕組みはありますが、本人に対して、このような仕組みがあると十分企業先から通知されていないという実態があります。3年間の定着支援が終わっても、基本的に困り事は続くわけですから、このような窓口があるということを全員に徹底されるように、企業側にもぜひ周知徹底していただきたいという三点が要望でございます。

以上です。

池田課長

まず、短時間の就労の内容です。必ずしも会社で業務を行わなくていいような短時間でずとか、パソコン作業など、短時間雇用プロジェクトという、私どもが今、企業応援センターと行っている開拓の中では、なかなかそういった作業というのが企業から提供されてこないというところがありまして、コアな職種を探して開拓していかなければいけないというところがございます。

そういった中で、就労移行のほうでそのような開拓先を持っているのか、もし、そういった情報を持っているならば、どのような形で開拓してきたのか、そういったノウハウなども集めていきたいと思いますし、就労移行の方々の情報を取りまとめて、どういう形で

必要な方に情報提供をしていくかというのは、検討していかなければいけないことだと思っております。

あとは、就労移行の2年という点については、これも近隣自治体の情報収集と、現状を把握した上で、給付との兼ね合いもありますので、障害福祉課と意見交換等をして適切な形にしていく必要があると考えています。

定着支援の利用につきましては、私どもは定着支援を使ってほしいと考えておりますが、実際仕事をするとうち収入が入るため、利用者負担が発生してしまうため、御本人がなかなか定着支援を利用することを好まないというような情報があります。あとは企業としては当然、定着支援を使ってほしい、支援機関についてほしいという意向は持っていますので、定着支援を使うメリットをきちんと利用者の方に理解していただく必要があると思っております。今後も、どのような説明を各事業所が行っているのかということも含めて把握して、必要な対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

小澤会長

いろいろな課題がまだまだあるということもよく分かりました。
そうしましたら、対面参加のほうで石橋委員どうぞ。

石橋委員

3ページの2の川崎市における障害者雇用・就労支援体制のイメージ、この図で一番上に学校の支援を受けて就職活動と、その左に就労希望の障害児・者となっています。

学校の支援を受けて就職活動、なぜここに企業団や生活介護事業所の固まりが支援に回ってこないのか。現実には実習を受けているのは生活介護事業所で、現場体験をやっているわけだから、そういうつながりの図になってもいいのではないかと、この図を見て感じました。

ほかにもあるのですが、参考資料の概要のところ南部の就労援助センター、中部の就労援助センター、百合丘の援助センターこれは職員の数からすると南部の方は支援員一人あたり、登録人数は100人抱えています。中部は87人抱えています。百合丘が71人抱えています。ありようではこういう体制でよいということでこの資料は提示されているのでしょうか。

また、先ほどの説明の中に「人員を増加した」とありました。それはどのように人員を増加したのか、説明の文章のつくり方が非常に読みづらいです。何を言っているのかというところが多々ありますが、この人数で全部前の説明で理屈が通るといふように皆様方は見ているのでしょうか。

祢宜課長補佐

そうしましたら、3ページのイメージ図のところから説明させていただきます。

就労希望の障害児・者について、学校の支援を受けて就職活動ができる方に関しては、支援機関を利用せずに就職活動を行っていくという流れになります。もう一点、就労準備性に不安がある方に関しては、本人の希望によりサービスを選択というところで生活介護事業所、就労移行、就労援助センター、就労継続支援A型・B型などを本人の希望により選択をしながら、ステップアップを図りながら就職活動をしていくことを示したイメージ図となっております。

石橋委員

全てのことに、学校は関わっているはずで、教育のほうの制度を見てください。

卒業後3年間はフォローすると、今そのようになっています。この図からしたら、学校のところにかかるところだけの卒業生はここだけで、自分でやったら学校は関わらないという形になりますよ。学校が関わらないで自分で就職先を探して行って、そこで駄目だった場合は学校へ戻っています。だから、なぜ学校が関わらないのか。次回でいいですが、現実には学校が関わっています。

平井課長

説明不足と図の見え方で誤解を生んでいましたら申し訳ございません。

支援学校に通っているお子さんにつきましては、今、石橋委員から御指摘があったように、まずは全体として学校の進路指導教諭が関わっております。これは全員に対して関わっているところでございます。

そうした中で、中には進路指導教諭の方の支援だけでハローワークの求人等を活用して就職活動をすることによって、卒業と同時に就職に移っていくという方がまずいらっしゃいます。これは一番上のピンクの矢印、学校の支援を受けて就職活動というところかと思っております。今御指摘いただいた、本人の希望によりサービスを選択して、右に出ている生活介護とか移行の方も、みなさん学校のほうで進路指導教諭が支援をさせていただいておりまして、具体的には2年時からその方の御希望に応じてB型の体験をしたり、生活介護事業所の体験をしたりといった形で本人の希望と適正に合わせて事業所を選んだり、場合によっては就職活動も並行してやったり、就職するにはもう少し訓練が必要であると考えられる児童・生徒については、例えば卒業後に就労移行支援事業所に行くことを目指す方もいらっしゃいます。

そういう意味では、支援学校の生徒においては、そういった形でその障害福祉サービスを活用しながら、いろいろなルートで就職ないしは日中活動の場に結びついていくといった現状があるということで、補足をさせていただけたらと存じます。

以上です。

小澤会長

このイメージ図を変更していただきたいという要望だと思いましたので、今の御説明に合っているような形でしていただければと思います。

小澤会長

もう一点、御質問が入っていたと思いますが、いかがでしょうか。

池田課長

支援体制について、これで十分かどうか難しいと思うところが、まず、就労移行支援事業所とか定着支援事業所、市の単独事業である援助センターも支援機関になってくると思います。

支援をしていく中で、足りなくなったらどうなのかというところもあるのですが、まず就労移行や定着支援事業所を支援期間として使ってくださるかどうかなというところ、それと、ある程度の規模の企業になってくると、自ら支援員をおいて従業員の育成という視点で職員を配置しているような企業もございます。

そのため、我々の今の課題となっているのが、そういった支援員を置けないような中小企業は多種多様な業務を持っていますので、企業応援センターのような支援者がもっと適切な業務を切り出していったって、その多様な仕事をマッチングさせていくという、雇用と就労の支援の質の維持向上をしていかなければいけないところだと考えております。もし足

りなくなれば、何らかの形でまた検討していかなければいけないことはあると思っておりますが、今のところ、このような形で着実に進めていきたいと考えています。

以上でございます。

小澤会長

川崎市の重点施策ですので、今後も検証しながら、果たしてこの状況で十分かどうかを検証しながら対応していただくということもあったかと思しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、何かこの課題に関しまして、後で御発言等がありましたら、全体の質疑時間が残されればこの議題全部を通して質問、意見を承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、まだまだ尽きないとは思いますが、非常に大事な議題でございましたし、石橋委員がおっしゃるように資料が読みやすいと言われると、なかなか難しいところがございますので、改めて後で目を通して、やっぱりここはよく分からないというところございましたら、事務局のほうに御質問、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 地域生活支援拠点等機能に関する検討状況について報告事項)

小澤会長

そうしましたら、引き続きまして、次、議題の2番のほうに入らせていただきたいと思います。地域生活支援拠点等機能に関する検討状況について、これも一応、報告事項という扱いで説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

【資料説明】

小澤会長

これは質疑に入る前に、私の十分理解が進んでいなくて、大変申し訳ないですが、地域支援拠点のイメージとして、この評価の議論の経過報告の資料は、オール川崎の話が書いてあるということで間違いないでしょうか。

いわゆる相談支援事業所97か所とか、オール川崎の話ですが、通常、地域支援拠点の国レベルの議論では、あまり大都市は想定されていない、もし大都市だったら多分、区レベルのイメージと思って聞いていたのですが、資料の全体イメージ図というのを見ていただきますと、4つ、ないし5つの機能ですね。それをめぐって、例えば川崎市内で区が7つあるとすれば、7拠点がどうなのかという議論は、他の自治体の委員会でも話題に挙がりますが、ただいまの報告はオール川崎という感じの説明なので、そうすると、例えば川崎区で緊急というときに宮前区もあり得るわけですね。通常の間考え方は川崎区なら川崎区、ないしはその地理的状況を考えたところの拠点システムであって、宮前区なら宮前区の状態に応じて、というのが私のイメージですが、川崎市の場合はそうではないという理解でよろしいですか。

要するに評価する際の検討事項が、オール川崎の数字が上がっているんで、そうすると、システムの評価というよりも川崎市の実績評価なのかなと思って聞いていましたけれど、その話を聞いた上で質疑に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

平井課長

御指摘ありがとうございます。

今この地域生活支援拠点等機能の検討の開始に当たりまして、小澤会長のほうからも区ごとでやっているというお話をいただいていたかと思えます。実際、川崎市の場合は地域

市域が狭いということと、例えば短期入所ですと、拠点がない区、整備が完了していない区もございます。そうした中では、検討の始まりといたしまして、まずは小澤会長が御指摘のようにオール川崎から検討を開始しているというところでございます。

以上でございます。

小澤会長

ということでございますので、もう一点だけ、基本的に自立支援協議会においてこの地域支援拠点の評価検討を行うというのが一応大前提ですので、自立支援協議会のほうで、ただいま頂いた資料がどういうふうに審議されて、こちらは自立支援協議会ではないので、その審議結果をいただいて議論をするというのが通常の流れだと思うので、その辺りを確認して、その後質疑に入りたいと思います。

竹田課長

自立支援協議会との関係については、昨年度からも御報告させていただいているとおり、個別の事例から地域課題の課題解決に向けての場面として一旦機能を集中特化させたいというお話をさせていただいております。自立支援協議会の場で、こうした施策取組レベル、政策レベルのものを混ぜ込んでしまうと焦点がぼけてしまうので、この取組を評価する場面については別途どのように取り扱うか、調整をしているところでございます。

以上でございます。

小澤会長

ということは、審議中でありますので、ここでは意見をいただくという扱いでよろしいですね。

隆島委員

小澤会長がおっしゃったように、私も何を説明いただいているのかよく分からないまま聞いていましたが、全体イメージの図を見ていると、例えば緊急時のときに、短期入所とか一時預かりとかそういうところを調整したり、緊急で動かなければいけない、そのシステムをつくろうということで理解をしたのですが、どうすればこれがちゃんとつながるのかというところが見えないです。

例えば、緊急対応が必要だと支援事業所や御家族が思った時に、どこに行ったら何がどう動くのかという、その仕組みが分からないなと思います。こういう機能をつくるのはいいですが、この機能を使うためのシステムはまだ検討中ということで、ここには出てきていないということでしょうか。そのあたりがよく分からないので教えていただきたい。

小澤会長

事務局のほうに私から一点、今の意見に追加して発言させていただくと、これは4つの機能という説明でしたが、実際は5つの機能が本筋だと思ひまして、調整、コーディネーション機能というコアが入っているはずですけど、それがあまり記載されていないので、今の御質問とも重なる話ですが、そのことを含めて、よろしくお願いします。

平井課長

隆島委員、それから小澤会長、御指摘ありがとうございます。

今、まさに隆島委員から御指摘いただいた、それぞれの場面で必要とする機能はみえてきているけれど、その中身のコーディネート機能についてまだ見えないという御指摘というふうに受け止めております。

実はそこが、私どもが検討課題と考えておりまして、現状は区も、相談支援センターも、指定特定もそうですが、そういった方たちとつながっている支援機関がいろいろな事態を、

特に緊急受入れの場合はキャッチするというのが現状というところでございます。それを、国で言うコーディネーターを設けて、受入先などと調整するかどうかというところが、まだ検討が熟していないところでございます。

一方で地域移行につきましては、体験の場などがありますが、こちらについては、特に入所施設の部分におきましては、地域移行コーディネーターを私どもは早くから配置をしております、入所施設における意思決定支援から入りまして、体験の場の確保ですとか、地域生活支援拠点等機能の稼働を待たずして実際に取り組んでいた状況もございます。そういう意味では、こちらの地域移行機能については、これをどうやってこの地域生活支援拠点等機能の中に位置づけるかという作業が今後必要になってくると考えております。

以上でございます。

長加部委員

私もよく理解できていないという前提での発言と意見ですが、お聞きしていると、私の理解は、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」、いわゆる「にも包括」ですね。これとこのイメージ図が重なり合って、私は受け止めてしまいます。それで数年前から進んで同じようなイメージ図があり、今回新たに国の法改正も含めてこの地域生活拠点という、眼目は人権であったり安心であったり、それこそ地域で共生社会にふさわしいテーマやシステムをつくっていきましょうという共通する眼目なので、「にも包括」との関係はどのように事務局はお考えなのかということと、私はぜひこの審議会の中でも、どちらも根っこは地域共生社会だと思いますので、どこかの段階で一体的な論議をしていただく必要があるのではないかと。いっぱいこの図があっても現場は一つですので、ぜひ一体的な論議をお願いしたいというのが要望でございます。

大町課長

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」というのは、国のほうで従前から示されていた考え方でございますけれども、これは端的に言えば従来、高齢者の見守りネットワークや、それから子どもの見守りですとか、地域で様々に取り組まれてきている従前の保健福祉活動があったわけですが、この中にメンタルヘルスケアの視点も取り入れていこうという枠組みで進めている事業と認識しております。

こちらのいわゆる、「にも包括」につきましては、本市におきましては「精神保健福祉審議会」を設けておりますので、そちらの審議会にて重点的に検討を進めていければと考えております。

ただ、長加部委員がおっしゃるとおり、この地域生活支援拠点等機能を進めることによって、「にも包括」も具体的に進んでいくだろうと、大きな相関関係はあると認識しておりますので、双方で必要な共有をしながら議論を進めていければと考えております。

以上でございます。

橋本委員

私の質問というか率直な感想になるかもしれませんが、川崎市における地域生活支援拠点等の機能の全体イメージというところで、個々の支援はいろいろあるにせよ、最初のスタート地点というのは相談機能があって、どういう支援が必要なのかということかと私は感じております。そういった意味で、計画相談の利用率は、今どうなっているのでしょうか。相談支援事業所が何件あるかというデータはあるのですが、そこを利用している障害者がどれだけいるのか、利用につながっていない障害者がどれだけいるのか、そこ

の利用を一番充実させないと、こういう体制をつくっても、体制が機能していかないのではないかという印象を、私は率直に受けました。

私の個人的な感想になるかもしれませんが、計画相談の利用率がどれくらいで、計画相談の利用につながっていない方がどれくらいいて、その方のニーズを今後どうやって吸い上げていくのか、そういった視点からいろいろ整理してみるとよいと感じました。

平井課長

橋本委員、御指摘ありがとうございます。

今委員から御指摘がありました計画相談についてはなかなかキャパシティー的に進まない現状がございまして、今、全体イメージのペーパーを御示唆いただきましたが、次のページで、一番右側に障害者数や受給者数を記載しております。

一番右側の三段目の白丸のところで計画相談の利用者、2,902人でございます。一方で、障害者相談支援センターにつながっている方が4,500人ほどいまして、計画相談の裏返しでセルフプランということになります。こちらの数は記載がございませんが、計画相談利用者数に比べて、約2倍セルフプランの方がいらっしゃるのが現状でございます。委員の御指摘のとおり、まずは障害のある方、特にまだこれから対象となるような方の状況等は要件を検討していく必要があるかと思いますが、緊急受入れが必要になりそうな状況の方や地域移行を必要とされる方、そういった方たちが、支援機関とつながっていくことが入口だと考えております。そういう意味では、入口機能の強化の部分で、先ほど隆島委員から御指摘いただいたところも含めて課題と認識しておりますので、御助言をいただきながら検討を進めさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

石橋委員

国の示す地域生活支援拠点等が担うべき機能の、表の中の1の中に書かれている緊急事態と、2のところにも書かれている「緊急事態」、それと「緊急時」という言葉について、国ではどういった状態を「緊急事態」または「緊急時」としているのでしょうか。定義を教えてください。

坂井課長補佐

例えば、今回の令和6年度の報酬改定で出されている短期入所の緊急時の利用に関していえば、利用の前々日に事態が発生した場合という条件がございますので二日前です。通常ですと、短期入所を利用する場合には、事業所との調整や本人の状況・状態の確認があるので、緊急的に利用するということは想定しづらいのですが、今回、国の報酬で加算を出しているのはそういった前々日など準備の足りない期間の利用に関するものになります。

ただ、それ以外にも、精神科救急の例えば緊急入院などもありますので、制度により異なるため決まった定義というのはありませんが、緊急事態を想定した場合の対応ということになります。例えば、こちらは自治体によっても異なりますが、川崎市も含めて災害時の個別避難計画をつくっている自治体が増えておりますが、これも緊急時の一つとして想定している自治体もあるようです。そのため、緊急について、これといった定義付けは難しいものと考えます。

以上になります。

石橋委員

肢体不自由児者父母の会連合会に示されている緊急時等のときには、親の介護が、今言われた3日前に介護者が急病になったとき、冠婚葬祭のときの葬儀に出席するというふう

に条件が決められていますけれども、決められて今日まできているという理解でよろしいでしょうか。

坂井課長補佐 恐らく3日前の介護者の急病ですとか冠婚葬祭とかそういう定義というのは、川崎市の「緊急ベッド確保事業」における緊急対応の受入れの要件であると思われます。その事業ではそのような定義になっておりますが、こちらの地域生活支援拠点等の機能における緊急時というのは、そこと一致しているわけではございません。
以上になります。

石橋委員 一致していないということですね。了解しました。
それから、「本市において関係する主な機能と検討の状況（経過報告）」を読んでも、精神障害がメインでその中に医療的ケアと出てきますが、この医療的ケアの内容というのは、どのような内容なのでしょうか。

平井課長 緊急時の受入・対応のところの現状と課題のところの医療的ケアというところで御指摘いただいたということでよろしいでしょうか。
この、医療的ケアが必要な方の受入れ体制の整備の検討という部分におきましては、二つございます。
一つは、特に人工呼吸器、気管切開など高度なケアが必要な方を受け入れていくというところの体制整備の検討というのが一つでございます。
もう一つは、胃ろうとか、御自身で動ける方、そういった方も含めて受入れの体制を検討していくというところでございます。具体的には、今まで福祉型の短期入所を使っていた方が、嚥下が思うようにいなくなって途中で胃ろうを造設するということもあろうかと思えます。そうするとケアが必要になるので福祉型で引き続き受けられなくなるようなケースもあると把握しております。そういったところも含めての検討と御理解いただけたらと存じます。
以上でございます。

石橋委員 現実には、医療的ケアのある方も受け入れますとパンフレット等に記載している事業所も、受け入れていないという実態があるということだけは承知しておいてください。
それから、その前のページに短期入所事業所（27か所）と書かれており、短期入所事業、単独の事業所と読み取れますが、単独ではなく、すべて併設ではないのでしょうか。このように書かれると、単独の短期入所事業所を経営しているところが27か所あると読み取れますが、いかがでしょうか。

平井課長 こちらの短期入所事業所につきましては、委員が御指摘のとおり、様々な機能と併設されているところでございます。具体的には入所や生活介護との併設が多くなっております。
以上でございます。

小澤会長 尽きないと思いますので、また改めて質問等に関しましてはこの会議後、必要に応じて出していただくのと、なかなか言葉の定義とか考え方が一定整理されないと、確かに評価

は難しいと思います~~ね~~。ありがとうございました。

小泉委員 本市において関係する主な機能と検討の状況の経過報告のところで、現状と課題のところに発達障害に関する専門研修について、保育所・幼稚園、学校・事業所等職員やかかりつけ医を対象として実施したと書いてありますが、この学校ということに関して、教育委員会も研修等をやっておりますが、それとは違う形で行っているのでしょうか。

平井課長 小泉委員、御質問をありがとうございます。
 ここは主に学校のことだと思いますが、参加者の詳細は、今、把握できないものですか
 ら、改めて確認して御報告をさせていただけたらと思います。

小泉委員 分かりました。

(3) 部会の取組状況について (報告事項)

※川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき非公開

3 その他

(1) 「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」の一部修正等について (報告事項)

(2) (2) 日中活動センター (地域リハ) における定員見直しの検討について (報告事項)

小澤会長 そうしましたら、次のその他事項について、基本的には報告案件でございます。あまり深い質疑の時間は取れないかと思いますが、二つあります。基本的な説明は通しでいただいて、その後、若干の質疑の時間を取りたいと思います。
 事務局のほう、よろしくお願いします。

事務局 【資料説明】

小澤会長 その他事項は報告ということでございますので、事実確認やその他、最後の参考資料4に関しましては、当然御意見等があるかと思いますが、どうしても言うべきことがあるという状況があればパブリックコメントも活用ができるということでございます。
 その他事項に関連しまして何かあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石橋委員 参考資料4、日中活動センターのこの定員数は設備を造るときにこの定員で編成した法的な人数を示しているのでしょうか。現在の市の要綱でこの人数になっているということですか。

山口課長 今、記載されている人数が施設を整備したときに必要数ということで規則の中で規定した数字になっておりまして、現状の数値になります。
 以上です。

石橋委員 設備的にはこの人数で目いっぱいなはずですが、最高的人数とは違うのですか。

山口課長

施設の必要面積ということであるとすると、これが現状いっぱい、いっぱいの数になりますので、これを増やすということになると、また別なところの施設の活用ということも出てきます。中のやりくりということであれば、例えば南部の３６という部分で、ほかの今、生活介護６、就労１０という形になっているものを現状の利用条件に合わせて生活介護１０、就労支援をＢという形にするのであれば、この設備規模を変更することなく定員数の変更という部分はできますので、その辺は地域の今の利活用の状況を見ながら、適正化を図って、必ず増やす、減らすではなくて、今の実情に合わせた形の定員数を見直していきたいというところでございます。

以上です。

石橋委員

分かりました。

最後にすみません。今回の議題ではないですが、第７期第１回の施策審議会の会議録の３ページのところの平井課長の発言のところ、「最後にナンバー１のグループホームに関する御質問」とありますが、「ナンバー１」ではなくて、これは「ナンバー１９」だと思います。

平井課長

御指摘ありがとうございます。確認して必要な修正をしたいと思います。

小澤会長

まだまだ尽きないと思いますし、オンライン参加の皆さんのほうから、最後に御発言ありますでしょうか。

それでは、冒頭申し上げましたように、この会議後、御質問、御意見等がありましたら、ぜひ事務局のほうに出していただきたいと思います。その扱いに関しては、事務局と相談させていただくこともあるかと思います。本日は会議資料や説明がなかなか難しかったり、分かりにくかったり多々ありましたので、時間がいろいろな意味でかかってしまったということでございます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、以上で用意した議題はここまでになります。

事務局のほうに司会等をお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

第7期 川崎市障害者施策審議会(第2回)意見・質問について

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答	担当課	関係課
1	小泉委員	当日意見	資料2	発達障害に関する専門研修について	資料内の「本市において関係する主な機能と検討の状況(経過報告)」の「現状と課題」において、「発達障害に関する専門研修については、保育所・幼稚園、学校・事業所等職員やかかりつけ医を対象として実施」と記載があるが、学校については教育委員会が行っている研修等があると思うが、それとは違う形で行っているのか。	教育委員会の取組とは別の形で実施する研修であり、保育園や幼稚園等を対象にする発達相談支援コーディネーター養成研修や医師を対象とするかかりつけ医等発達障害者対応力向上研修等の研修を実施しております。	障害計画課	
2	石橋委員	当日意見	資料2	1川崎市の障害者雇用・就労支援の概要 3企業における障害者雇用の状況	就労支援について、実際には特別支援学校卒業後3年間は学校側が就労に関するフォローを行っているが、資料2においては卒業後の就労について学校が関与していないように見えるため、イメージ図を変更してほしい。	いただいた御意見につきましては、より適切な表現に修正し、次期ノーマライゼーションプランの策定時に反映できるよう検討してまいります。	障害者社会参加・就労支援課	
3	隆島委員	意見書	資料1	就職準備支援期の支援だけではなく、企業への継続支援が必要ではないか。(意見)	今後の法定雇用率引き上げを見据えても、雇用促進および継続のための企業(特に中小企業や農業など第一次産業含めて)に対する障害特性に応じた専門的支援等を継続する体制が必要ではないか。 専門機関からのJob coach等の派遣をはじめ、企業からの依頼に応じてスーパーバイザーの体制なども検討してはいかがか。	本市では、障害者雇用を検討する企業の相談支援機関として、「企業応援センターかわさき」を設置し、障害者特性の理解や雇用の進め方、職場実習・採用面接への助言等を行っております。また、令和6年度には、同センターの人員を増やし、支援体制の強化を図ったところです。 なお、雇用後は、就労移行や就労定着支援事業等の支援員と連携を図り、同センターが雇用継続に向けた企業への支援や関係機関のコーディネートを行っておりますが、引き続き、企業ニーズの把握に努め、適切な企業支援を行ってまいります。	障害者社会参加・就労支援課	
4	隆島委員	意見書	資料1	A型及びB型の継続支援事業所のコーディネーター機能の充実が必要である。(意見)	イメージ図では、就労継続A型およびB型事業所が就労準備期として位置付けられていることもあり、就職以降期にスムーズにつなげるためにもコーディネーター機能を強化する必要があるものと思われる。	イメージ図では、地域就労援助センターのコーディネート機能として、同センターに相談に来た方に対して、面談等のアセスメントを通して、一般就労よりも、就労継続支援の利用が適切と思われる方へ、ご本人の意向を踏まえ、必要に応じて事業所への同行等を行う等のコーディネートを例示しております。 また、本市において、就労継続支援事業が増加傾向にあり、支援員の支援力の担保・向上が課題であることから、一般就労への移行の促進が図られるよう、引き続き、就労支援ネットワーク会議開催し、困難事例や定着支援の事例検討のグループワークの取組等を通して、障害者地域就労援助センターや就労移行支援事業所を含め、地域の全体での就労支援力の強化を図ってまいります。	障害者社会参加・就労支援課	
5-1	隆島委員	意見書	資料2	面的整備ではそれぞれの責任が希薄になりがちなので、それぞれを結びつける機能を持つhub機能が必要ではないか。(提案)	資料2のイメージ図は良くできており、川崎市内の各種機能がよく整備されていることは評価されてよいと思います。しかし、このような各種機能を効率的・効果的につなぐためには(面的整備を機能的に運用するためには)、高い専門性を持つコーディネーター機能が必須になります。 川崎市の相談支援体制(例の3層構造の支援体制)である縦の構造と資料2の面的構造の両面体制を加えて表現する必要があります。 イメージ図では、網掛の円形部分がコーディネーターとして位置づけられておりますが、これは3層構造の第1次および第2次相談体制部分に相当し、いわば直接支援に近い第一線にあるものと思われます。hub機能については第3層機関として各地域リハセンターがすでに位置付けられており、3つのリハセンターの統括的bub機能として「総合リハ推進センター」が位置付けられていることをイメージ図に反映させて下さい。	各専門機関を結びつけるコーディネート機能につきましては、現状、地域リハや基幹相談支援センター等が主に担っているところですが、国が示す地域生活支援拠点等機能の相談が担うべき役割である、「緊急時に支援が見込めない世帯の把握・登録」や「緊急時のサービス調整」等を実現するためには、拠点関係機関から構成されるネットワーク(面的構造)の運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うハブ的な役割を担う、いわゆる「拠点コーディネーター」の設置が必要であると考えております。 今後におきましては、3層の相談支援体制と面的構造を担う関係機関、また、それらを効果的に機能させる拠点コーディネーターとが連動した地域生活支援拠点等のネットワークがお示しできるよう、拠点コーディネーターの在り方も含め、関係機関とともに検討を進めてまいります。	障害計画課 地域包括ケア推進室	

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答	担当課	関係課
5-2	隆島委員	意見書	資料2	面的整備ではそれぞれの責任が希薄になりがちなので、それぞれを結びつける機能を持つhub機能が必要ではないか。(提案)	特に④の専門的人材の確保・養成については、元々総合リハ推進センターが担うことになっており、ぜひ中心的活動を明示して推進していただきたい。	総合リハビリテーション推進センターにおきましては、強度行動障害をお持ちの方や医療的ケアを必要とする方等を支える人材育成・資質向上を目的とした各分野の取組を行うとともに、相談支援に係る関係者全般に向けた支援の質やスキルの向上等を目的とした各種取組を引き続き実施してまいります。	総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
6	隆島委員	意見書	資料3	障害者ご本人に対する啓発及び市民への啓発が必要でないか。(会議での既発言含む)(意見)	障害者差別は広く人権侵害であることを教育的に伝えることを継続して行う事が重要だと思います。 川崎市はヘイトスピーチ禁止条例を持つ先駆的行政であることに誇りをもって、障害者差別や各種ハラスメント等を含めた人権教育について、小中学校や高校なども含めた議論ができるように全市的なつながりを構築していただきたい。	障害者差別の解消や障害の理解の促進に向けた取組につきましては、本市ホームページ等による広報のほか、法の趣旨や障害種別ごとの合理的配慮の具体例等を記載したチラシを作成し、説明会の場を設けてご案内するなど、普及・啓発に努めております。 また、小学生向け副読本「ふれあい」に障害者差別解消法の説明及び合理的配慮の提供の事例を掲載するなど、学齢期からの継続した啓発にも取り組んでまいります。	障害計画課	
7	隆島委員	意見書	参考資料3	ニーズ調査にはアンケートに加えてヒアリングを加える方がよい。(意見)	ニーズ調査手法として紙面でのアンケートも大切であるが、自立支援協議会や各種ケア会議などでの年間通した課題なども整理する必要がある。紙面調査は一定の人が回答するが、その結果だけではなく、各種団体などへの直接ヒアリングも重要なデータになります。 是非できるだけ多くの声を反映させるような計画をお願いします。	次期かわさきノーマライゼーションプランの策定においても、自立支援協議会からの意見書提出や関係団体へのヒアリングを予定しております。ニーズ調査に限らず、様々な手段で障害のある方ニーズを把握・分析し、現状に即した計画となるよう策定を進めてまいります。	障害計画課	
8	隆島委員	意見書	参考資料4	地域リハセンターにおける日中活動の特性を考慮した定員体制を検討していただきたい。(意見と提案)	地域リハセンターは、医学的、心理的等の専門評価をもとに、併設された日中活動の各種機能を使って、重度の障害者(知的、精神や高次脳機能障害等含む)に対する適正評価および日常生活活動、就労や市中の各種サービス機関への移行等の社会活動に適應するための練習機関としても併設されているものです。そのために長期の利用を中心として想定されておらず、通過機関としての役割を担っています。特に専門的評価結果や生活や作業の中での一定期間観察しながら、徐々に移行することも多く、総合的なリハビリテーションプランに則った活動が必要です。したがって定員を見直す場合には、資料にもあるようにリハセンター利用者の実態や相談支援実態なども加味して検討していただきたいと思います。 加えて、上記機能を扶持されている関係から、定員を常に満たしながらの給付費用収入だけで運営することにも検討が必要ではないかと考えます。専門的支援の性格上、定員と予算が連動する計画では十分な活動が制限される危惧もありますので、非採算的な活動としての検討も必要かと思います。	各地域のリハビリテーションセンターに設置する日中活動センターにつきましては、整備計画時のニーズ等に基づき、サービス種類や定員を規定しましたが、経年によりニーズや周辺地域の障害福祉サービス事業所の状況等が変化する中で、定員等が必ずしもニーズ等の実態に沿わない状況にあるものと考えます。そのため、各サービスの利用状況やノーマライゼーションプランとの整合性、施設運営に係る意見要望等を踏まえ、定員等について検討してまいりたいと存じます。	障害者施設指導課	
9	美和委員	意見書	資料1	就労支援の課題と取り組み	就労援助センターは就労先とご本人の間をつなぐ必要不可欠な事業と思っています。人手不足解消、支援力の向上に力を注いでいただきたいと思います。離職者が多いのが気になります。ステップアップや好条件を求めてとありますが、離職者のうちどれくらいの割合でしょうか	就労援助センターをはじめ、就労移行支援事業等、地域の全体での就労支援力を高めていくことが重要と考えておりまして、引き続き、定期的に就労支援ネットワーク会議を開催し、困難事例や定着支援の事例検討等のグループワークの取組等を通して、支援力の向上を図ってまいります。 離職者理由については、統計が取れていませんが、就労援助センターと協	障害者社会参加・就労支援課	
10	美和委員	意見書	資料2	川崎市における地域生活支援拠点等機能の全体イメージ	オール川崎との説明があり、実現することを願います。 各区に地域生活支援拠点施設建設との目標であったが、いまだ幸区と多摩区には計画のない状態です。今後の計画について教えてください。	地域生活支援拠点施設の未整備区である、幸区と多摩区における整備につきましては、引き続き、候補地となる市有地の調査を行うなど、設置計画を検討してまいりたいと存じます。	障害者施設指導課	障害者施設指導課
11	美和委員	意見書	資料2	本市において関係する主な機能と検討の状況 相談	緊急時に支援が見込めない世帯の把握は大切でしっかり取り組んでいただきたいところです。しかし、そこから漏れた世帯や突然の事態に陥った方の24時間体制の相談が進んでいません。ナーシングピア子母口で始めるとのことでしたが、現状はいかがでしょうか。	ニーズ調査のほか、計画策定にあたっては団体ヒアリングや自立支援協議会の意見書など、ニーズ調査では把握しきれないニーズを含め幅広く確認し、それらを統合・分析することで、さまざまな障害者の実態・ニーズに沿った計画策定を行ってまいります。	障害計画課	障害計画課
12	美和委員	意見書	資料2	本市において関係する主な機能と検討の状況 専門的人材の確保・養成	強度行動障害に関する研修を実施しているが、これは市独自の研修でしょうか。国立のぞみの園で支援者のネットワークを作ると聞いています。各県から数名の研修を予定しているようですが、川崎市は参加するのでしょうか	強度行動障害に関する研修につきまして、国が示す「強度行動障害支援者養成研修」を本市主催(名称は「川崎市強度行動障害支援力向上研修」として実施)にて開催しています。 また、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」が主催する研修につきましては、「中核的人材養成研修」のことであると考えます。本研修は、支援現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導・助言ができる人材の育成を目的としており、令和6年度から各都道府県に2名の受講者を募集する形で実施してます。本市においては、「川崎市強度行動障害支援力向上研修」の企画・運営を担っていただいている職員の内、1名を同研修に派遣しています。	総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	

No.	意見者	意見方法		概要	委員意見	回答	担当課	関係課
13	横山委員	意見書	資料1	障害者雇用・就労支援	川崎市の施策について、障施協としてしごとセンターへの優先調達等含め、関係機関を今後ともよろしくお願いします。 一方で、関東地区の集まり等で耳にするのが法人雇用率の代行ビジネスで、特に千葉等で多いと聞きますが、川崎市にそのようなビジネスが入ってきていないのか心配するところです。障害者の就労・社会参加という機会が事実上なされないというのは人権上どうなのかと思いますし、我々の取組が意味をなさないことになりかねないと危惧するところです。 このことは、何ををもって「法定雇用」というのか、という定義の問題にもなりうと思っています、例えば就労支援系の事業所では多くの障害者が就労を目指し、工賃という形ですが、”労働的”な対価をもらって”働いて”いますが、彼らの活動は労働にカウントされず、事業所には別途法定雇用率が課せられています。直接施策と関係するかはわかりませんが、根元のところの話だと思います。	いわゆる障害者雇用ビジネスについては、障害者雇用ビジネス実施事業者の提供する場所やサービスに基づいて業務が決定され、利用企業が主体的に選定・創出をしていない事例があり、障害者が能力を発揮してやりがいを持って働けるような業務とならないことや採用後の社内での職域拡大等の機会が少ないことが懸念されており、厚生労働省において実態把握を行っているところです。 一方で、採用後に利用企業の本社に異動するなど、能力開発・向上の取組が行われる事例も出てきていると伺っています。本市や近隣自治体においても、同様のビジネスが展開されていることから、障害者地域就労援助センター等から状況を把握した上で、必要に応じて、助言・指導等をハローワークに依頼するなど、ハローワークと連携した対応を図ってまいりたいと考えております。	障害者社会参加・就労支援課	
14	石橋委員	意見書	資料1	1川崎市の障害者雇用・就労支援の概要 2企業における障害者雇用の状況	障害者実雇用率が年々上昇とありますが、障害種別毎の就労の実態を教えてください。また、雇用率にカウントする就労者とは社会保険を納めていますか。	障害者の雇用状況は国で調査しているため、国の公表資料ベースとなりますが、令和6年6月1日時点の全国の障害者雇用の状況は、雇用障害者数67万7,461.5人、実雇用率2.41%となっています。また、障害種別毎の雇用割合は、身体障害者が約55%、知的障害者が23%、精神障害者が約22%であり、増加割合は精神障害者が対前年比15.7%増と最も多くなっています。また、社会保険の加入対象は週の所定労働時間が20時間以上等、幾つかの要件がありますので、週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者など、雇用率のカウント対象にはなりますが、社会保険加入対象外となるケースもございます。	障害者社会参加・就労支援課	
15	石橋委員	意見書	資料1	1川崎市の障害者雇用・就労支援の概要 3障害者地域就労援助センター	「職業能力」とは何を指すのか。	職業能力とは、職業に必要な技能や知識を指しています。就労援助センターでは、面談等を踏まえご本人の希望と職業能力に合わせた就労支援を行っています。	障害者社会参加・就労支援課	
16	石橋委員	意見書	資料1	2川崎市における障害者雇用・就労体制のイメージ	「本人の希望により地域就労援助センターに登録」の「希望」はどのように把握するのですか。	就労援助センター等にご本人が就労に関する相談をされた際、就労援助センターや就労移行支援事業所等の各就労支援機関の特徴について説明をした上で、ご本人の希望を伺い、就労援助センターの支援を希望された場合は、登録の上、支援を実施しております。	障害者社会参加・就労支援課	
17	石橋委員	意見書	資料1	3就労支援の課題と取組等 1就労援助センターの実績と課題 ●1項目め	「登録者の増加」は、どの手帳所持者ですか。 また、「就労移行支援や就労継続支援の中には定員に達しない事業所もある」とあるが、未達の事業所の実情によるのではないのでしょうか。事業所の実情をきちんと把握する必要があると思います。	援助センター登録者において、精神保健福祉手帳をお持ちの方が最も増加します。 就労移行支援事業等の中には、利用者が集まらない、支援員が定着しない等の課題があると同っておりますので、就労支援ネットワーク会議等で事業所の実情把握に努めてまいります。	障害者社会参加・就労支援課	
18	石橋委員	意見書	資料1	3就労支援の課題と取組等 1就労援助センターの実績と課題 ●2項目め	「本人の意向に関わらず、企業が就労者に援助センターへ登録を勧奨するケースもあり」とはどういうことか。	就労定着支援事業は、3年間の支援の中で定着支援員に頼らなくても、企業とご本人で課題解決ができる状態を目指すことを目標としておりますが、3年間の定着支援の終了後、本人の意向に関わらず、就労援助センターに登録して、定着支援を受けるよう企業側が本人に指示するケースがあります。障害福祉サービスや就労援助センターの利用において、まずはご本人の意向が第一であると考えますので、本人の意向に沿った配慮を提供いただけるよう企業への啓発等を行ってまいります。	障害者社会参加・就労支援課	
19	石橋委員	意見書	資料1	3就労支援の課題と取組等 2今後の取組等 ●1項目め	「障害福祉分野の人手不足等により支援経験の浅い職員が多いことから、就労支援力の向上等を目的に、今年度から全市対象とした就労支援ネットワーク会議を開催している。困難事例等に関するグループワーク等を通して…」について、好事例がありましたら示してください。	令和7年1月に開催した就労支援ネットワークでは、第一部では就労移行支援事業所による困難事例の報告とグループワーク、第二部では就労支援に関するキーワードトークを通して、情報共有等を行いました。参加者のアンケートでは、事業所の横のつながりができて良かった、他の支援員の考え方が参考になったといった感想をいただいたほか、約9割の方が参考になったと回答をいただきました。	障害者社会参加・就労支援課	

第7期 川崎市障害者施策審議会委員名簿

(氏名順、敬称略)

No.	氏 名	所 属 等
1	いしばし よしあき 石橋 吉章	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長
2	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部 教授
3	いなば たけし 稲葉 武	川崎市立特別支援学校長会 会長 (川崎市立中央支援学校 校長)
4	えがわ ぶんせい 江川 文誠	社会福祉法人三篠会 障害児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎 施設長
5	おおくぼ としお 大窪 俊雄	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン
6	おがわ なえこ 小川 菜江子	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 中部就労援助センター センター長
7	おさかべ けんいち 長加部 賢一	特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長
◎ 8	おざわ あつし 小澤 温	筑波大学 人間系 教授
9	かざと ひろこ 風戸 裕子	川崎市立田島支援学校 PTA PTA会長
10	こいずみ かよ 小泉 佳世	一般社団法人 川崎市自閉症協会 代表理事
11	しばた みつのり 柴田 光規	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長
12	すずき としひこ 鈴木 敏彦	淑徳大学 副学長、高等教育研究開発センター教授
13	せきやま すすむ 関山 進	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事長
14	たかしま けんご 隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
15	ながやま ひろし 長山 宏	川崎公共職業安定所 所長
16	はしもと なおこ 橋本 尚子	弁護士(神奈川県弁護士会・幸町法律事務所)
17	へんみ ひろゆき 邊見 洋之	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事
18	みやざわ おりえ 宮澤 織絵	社会福祉法人ともかわさき 私たちの広場
○ 19	みわ とよみ 美和 とよみ	川崎市育成会 手をむすぶ親の会 会長
20	よこやま ゆういち 横山 裕一	川崎市障害福祉施設事業協会 施設長会 会長 (社会福祉法人セイワ 川崎授産学園 学園長)

◎会長 ○副会長

第7期川崎市障害者施策審議会事務局名簿

氏 名	所 属 等
谷 浩昭	障害保健福祉部長
平井 恭順	障害保健福祉部 障害計画課長
山口 晴生	障害保健福祉部 障害者施設指導課長
泉 基広	障害保健福祉部 障害福祉課長
大町 法久	障害保健福祉部 精神保健課長
池田 幸	障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長
竹島 正	総合リハビリテーション推進センター 所長
小林 宏高	総合リハビリテーション推進センター 副所長
廣岡 真生	総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課長
塚田 和広	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課長
植木 美津枝	総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 担当課長
石井 美緒	総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 担当課長
倉本 哲義	総合リハビリテーション推進センター 南部地域支援室長
佐藤 泰雅	総合リハビリテーション推進センター 中部地域支援室長
櫻井 直子	総合リハビリテーション推進センター 北部地域支援室長
竹田 幹雄	地域包括ケア推進室 専門支援担当課長
新橋 さち子	地域包括ケア推進室 障害者相談支援担当 係長
坂井 隆	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当 課長補佐
原 慈	障害保健福祉部 障害者施設指導課 事業者指定担当 係長
大熊 正人	障害保健福祉部 障害福祉課 給付係担当 係長
柁宜 正太郎	障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課 雇用就労推進担当 課長補佐
萩原 有紀	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当
須藤 春香	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当